

15 宗教法人も税と無関係ではありません。

ある宗教法人の代表役員AさんとBさんの会話です。

Aさん：「先日の県主催の実務研修会、忙しくて出席できなかったんですが、Bさんは行かれました？」

Bさん：「ええ、わたしは初めて行きました。県の担当者のほか国税局の担当者が講演されていました。」

Aさん：「どんなお話でした？」

Bさん：「私の所には関係ないと思ひまして、上の空でした。そもそも宗教法人というのは税金を納めなくてもいいんでしょう。」

Aさん：「そうですね。それに私どもの法人は、本来の宗教活動のほかには何もやっていませんから。」

Bさん：「あっ・・・、研修会の時に国税局の担当者が話されていたことを思い出しました。確か源泉徴収がどうのこうのと言っていました。」

Aさん：「それなら関係ないですわ。あなたも私のところも家族だけでやっておって、あなたも私も誰かに月給をもらっているわけじゃありませんよね。」

Bさん：「そうですね。」

さて、お二人の解釈でいいのでしょうか。「宗教法人と税金」について考えてみましょう。

宗教法人の役職員（住職、副住職、また衆徒、法務員、事務職員等）も御自身の給与等の収入については、収入に見合った所得税等を納付しなければなりません。

そして、次に**宗教法人は役職員に対する給与、報酬、退職金又は講演料等について、源泉徴収で所得税を預かり納付する義務があります。**AさんもBさんも、それぞれの宗教法人から給与を受け取っていると思われるので、御自身の給与についても、所定の所得税を源泉徴収して、他の役職員の給与に対する源泉徴収額と併せて納付しなければならないわけです。**宗教法人が宗教活動だけを行っている限り税金の話は無関係という発言は全くの誤解とおわかりいただけたでしょうか。**

また、宗教法人は**収益事業を営む場合は、法人税等がかかります。**

この場合の収益事業とは、駐車場業や不動産貸付業など33種類の指定された事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。

〈収益事業一覧〉

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業